

MyNumber マイナポータルがスタート

マイナポータルは、マイナンバー制度の推進のために国が設けた個人用ポータルサイトです。
子育てに関する手続きに必要な書類の検索のほか、
12月15日から児童手当などの一部の手続きをパソコンなどで行えます。
マイナポータルのサービスを利用するには、マイナンバーカードが必要です。

■マイナポータルでできること



ホームページアドレス <https://myna.go.jp>

■マイナンバーの情報連携とは

異なる行政機関の間で専用のネットワークを使い、マイナンバーから生成されたコードを基に個人情報やり取りすることです。これにより税や社会保障に関する手続きの一部で添付書類が省略できるようになります。情報連携では、マイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに異なるコードを使用することで、芋づる式に情報が漏えいすることを防止しています。

■マイナンバーカードの発行は

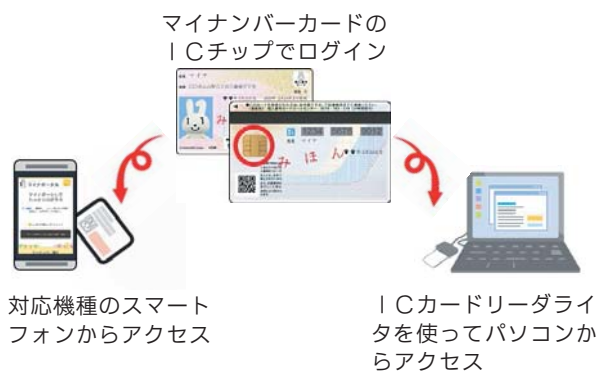
マイナンバーカードの新規発行は無料で、本庁市民登録課で受け付けています。
申請してから交付されるまでに1カ月半程度の期間を要しますので、余裕を持って申請手続きをしてください。

■マイナンバー制度などの問い合わせ

- マイナンバー制度に関する問い合わせ
総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)
- 市への問い合わせ
 - ▷制度について
本庁総務課(☎24-2111内線472)
 - ▷通知カード、マイナンバーカードについて
本庁市民登録課(☎24-2111内線409)
 - ▷児童手当の手続きについて
本庁地域福祉課(☎24-2111内線507)
 - ▷母子保健の手続きについて
健康づくり課(☎23-3121)

- ① サービス検索・電子申請が可能
(ぴったりサービス)
ぴったりサービスで子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができます
○12月15日から電子申請が可能な主な手続き
児童手当…▷受給資格・額の認定請求▷額の改定請求・届け出▷現況届など
母子保健…▷妊娠の届け出
- ② あなたの情報の確認
税や社会保障といった行政機関などが保有するあなたの情報を検索して確認することができます
- ③ やりとり履歴の確認
あなたの情報が、行政機関でどのようにやりとり(情報連携)されたかを確認することができます

■マイナポータルを利用するには



パソコンからの利用には、対応するICカードリーダー(マイナンバーカードを認証する装置)が必要です。

「マイナポータル閲覧用端末」を設置

パソコンなどをお持ちでない人のために、次の場所に端末を設置しています。平日の午前8時30分から午後5時15分まで利用可能です。

- 市役所本館 市民ホール
- 市役所新館 地域福祉課
- 花巻保健センター
- 大迫総合支所 市民サービス課
- 石鳥谷総合支所 ホール
- 東和総合支所 市民ホール

平成29年度 市民憲章運動実践活動表彰

- ❖個人の部
 - ▷渡邊アイさん…ごみ集積所の換気や周辺の草取りを行い、地域住民が利用しやすい環境づくりに取り組んでいる
 - ▷高橋功さん…矢沢振興センター周辺の草取りや歩道の除雪など、施設利用者が利用しやすい環境づくりに取り組んでいる
 - ▷富澤新八さん…グラウンドの草刈りや自然芝の管理を行い、地域住民が利用しやすい環境整備に取り組んでいる
 - ▷鎌田丑太郎さん…管理が行き届かず荒れた瀬川周辺の草刈りや清掃を行い、河川環境の保全と環境美化に取り組んでいる
 - ▷佐藤義孝さん…瀬川堤防や市道の草刈り、通学路の除雪など、地域の環境美化に取り組んでいる

❖団体の部

- ▷劇団よぐまんづ東和町…方言を取り入れた芝居や保育園などでの歌や踊りを通したボランティア活動で、多くの人に楽しみや喜びを届けている

❖特別表彰

- ▷石鳥谷国際友好基金…発展途上国の子どもたちに就学奨学金の給付や生活物資の支援を行ったほか、留学生との交流を通じた市民の国際理解推進のために尽力した
- ▷大迫町ベルンドルフ市友好会…ベルンドルフ市民の招待や交換留学生の受け入れ、相互訪問を通して住民主体の創意工夫を凝らした交流活動推進のために尽力している

平成29年度 市民憲章標語表彰

- 最優秀賞 佐藤初香さん(八幡小1年)
「はなとゆめ きれいにさくよ ぼくのまち」

- 優秀賞▷安藤大翔さん(太田小5年)▷藤井捺希さん(南城小4年)
- 佳作▷福岡日菜さん(花巻小6年)▷高橋那緒さん(若葉小6年)▷及川千奈さん(桜台小4年)▷似内恵都さん(宮野目小3年)▷根子雄成さん(笹間第一小6年)▷鈴木忠尚さん(笹間第二小4年)▷菊池昊介さん(亀ヶ森小5年)▷菊池柊斗さん(新堀小6年)▷小川羽菜さん(東和小6年)

花巻市民憲章

花巻市民憲章は、誰もが住みよいと思えるようなまちにしていくための花巻市の方針や目標となるものです。市民憲章に掲げる住みよいまち「明るいイーハトーブ」を実現するためには、市民一人一人がその精神に基づいた活動を実践していくことが重要です。

市民憲章の普及のために
花巻市市民憲章推進協議会は、市民憲章を通じたまちづくりを推進するため、毎年「市民憲章運動推進大会」を開催しています。
同大会では、市民憲章の精神に基づく活動を長年実践している個人や団体を表彰しているほか、まちづくりに関する講演会を実施。市民憲章の普及と実践に努めます。
市では、今後も同協議会と連携しながら、市民憲章に基づくまちづくりを実践できる機会を市民に

提供し、市民憲章の普及を目指します。
標語で市民憲章を普及
同協議会では、市内の小中学生を対象に、市民憲章に関心を持ち、理解を深めてもらおうと標語を募集。応募総数1120点の中から最優秀賞など12点を選びました。
最優秀作品は、市民憲章ポスターに採用。市内の小中学校や公共施設に掲示し、市民憲章の普及啓発に生かしていきます。

花巻市民憲章

わたくしたちは、花巻市民としての誇りを持ち、早池峰の風かおる豊かな自然と文化を大切に、力を合わせて明るいイーハトーブの実現をめざします。

1. じょうぶなからだを持ち
深い知性を育てます

1. すすんで働き
豊かなまちをつくります

1. ひととふるさとを愛し
世界への眼をひらきます

(平成19年3月1日制定)

(問い合わせ) 本庁地域づくり課 (☎24-2111内線455)